

令和元年11月26日

第95回 神戸市個人情報保護審議会

特定個人情報保護評価書点検部会の
実施結果について
(報告)



神ここ家第 3738 号
令和元年 11 月 22 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 嘉造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 33 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

「母子保健に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）第 7 条第 4 項に関して＞

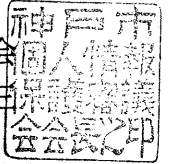
担当：こども家庭局こども育成部家庭支援課

写

答 申 第 7 8 6 号
令和元年 11 月 22 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 33 条第 2 項の規定に基づき、令和元年 11 月 22 日付け神ここ家第 3738 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

「母子保健に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）第 7 条第 4 項に関して＞

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないので、妥当とする。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。